

第8回日本テスト学会研究会  
(公開シンポジウム)

『入試過去問題活用宣言』について

岐阜大学 理事・副学長 佐々木嘉三

- 平成19年12月22日

東京大学駒場キャンパス  
数理科学研究棟大教室

主催：日本テスト学会

# 『入試過去問題活用宣言』 について



岐阜大学 理事（教学担当）・副学長  
佐々木嘉三

# これまでの経過

- 平成17年11月7日：国立大学協会総会において、黒木学長が打診
- 平成18年1月5日：「入試過去問活用ネットワーク」趣意書送付
- 平成18年4月27日：23大学が東京で準備会開催。準備委員会を結成
- 平成18年5月26日：準備委員会を開催し、「入試過去問題活用宣言」とする方針を決める
- 平成18年6月2日：「全国大学入学者選抜研究連絡協議会」（静岡市）におけるパネルディスカッションにて報告
- 準備委員会及び23大学間において、電子メール等を利用し「入試過去問題活用宣言」文書について検討。H20年度入試から実施
- 平成18年10月27日；「入試過去問題活用宣言」趣意書を発送
- 平成19年1月～3月：賛同大学のとりまとめ
- 平成19年4月：「入試過去問題活用宣言」とその参加校を公表

URL <http://www.nyushikakomon.jp>

# 背景 1

- 全国の大学が毎年出題する入試問題は膨大な数になる。
- 入試問題には、良問が蓄積している。
- 入試過去問は大学社会が共有すべき共通財産と考える。
- 過去問プール制は一部の国家試験で、既に採用されている。

## 背景 2

- 大学は、入試問題作成に相当の努力を払っている。
- 担当教員の本来の業務である教育と研究に支障が出ている。
- 過去問と類似した問題は、大学側の大きな「過ち」として報道されることがある。
- 出題者は、類似過去問の存在に神経質にならざるを得ない。

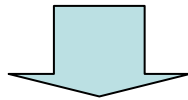
# 過去問活用の基本的理解

- 大学の Admission Policy を第一に考える。  
(過去問の使用、過去問の選択には、Admission policyが反映される。)
- 過去問を活用することがあり得ることを公表する(入試要項、ホームページなど)。
- 使用過去問を入試後に公開すると同時に、第一次出題校に通知する。
- 過去問のそのまま利用or一部改変も認める。
- 過去問に安易に依存しない。

# 参加校についての基本的理解

## 入試過去問題活用宣言の大学

- 国立、公立、私立を問わない。
- 参加校は4年制大学とする。
- 過去問を公表(ホームページあるいは出版物の形)している大学を対象とする。



7月現在;24国立大、11公立大、40私立大



平成17年12月26日

### 入試過去問題の活用についての提案

#### 【提案の背景】

1. 入学試験(前期、後期の学部入試)の学力検査問題の作成に当たって、類似出題を避け新たな良問を作成することは、年々困難になっています。過去問題に類似した出題は大学側の重大な過誤として報道されることがあります。
2. 各大学からこれまでに出版された過去問題には、良問が蓄積されており、これらを大学コミュニティの共通財産として考え、活用を図るべきと考えます。過去問題の活用は既に一部の国家試験などでも実施されています。一般的に、問題のプールが大きければ大きいほど過去問題から出題しても不公平とはなりません。

#### 【過去問プール制】(案)

1. 趣旨に賛同した大学は、『過去問活用ネットワーク』に参加し、過去問の相互使用を認める。
2. ネットワーク参加大学は、国公立を問わない。原則として4年制大学(医学薬学系等は6年制)とする。
3. 過去問は、大学の判断で、必要なときにのみ使用する。
4. 過去問は、そのまま使用することも、一部修正して使用することも認める。
5. 過去問の範囲は、おおむね15年(仮案)のすべての学科を対象とするが、各大学の判断を尊重する。
6. 『過去問活用ネットワーク』参加大学は、入試要項に明示する。
7. 使用した過去問は、入試終了後に公表する。
8. 詳細については、ネットワーク発足時に改めて協議する。

### 【提案の背景】

1. 類似問題は避けがたい  
類似問題を過誤?

2. 良問がたくさん有る  
共通財産と考える

### 【過去問プール制】(案)

1. 相互使用を認める
2. 国公私を問わないINW
3. 大学の判断で使用
4. そのまま・一部修正も可
5. 過去問の範囲(15年程度)
6. 参加大学名は公表
7. 入試後に公表
8. 詳細は今後検討

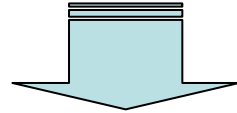


## 問題点（監事校会議）

- 1) ネットワークを作るか。緩やかな集まりにするか。
- 2) 過去問プールを作成するか。既存の本、ホームページを利用するか。
- 3) 大規模大学(ex.旧帝大系)の参加は。
- 4) 著作権問題は解決できるか。

# 会議での方向

入試過去問題活用ネットワーク



入試過去問題活用共同宣言

- 1) 現在も、自・他大学の問題を参考にしている
- 2) 今後も、「出題担当者」の役割は重要である

# 著作権問題

- 入試問題の著作権
  - 1) 作成時に別段の定めが無い時は『法人』。  
著作権法 第15条
  - 2) 過去問再利用は複製にあたる。  
著作権法 第36条
  - 3) 出版社の「問題集」などの利用は、著作権者の利益を不当に害することにはならない。
  - 4) 出題に著作物の引用が有る時は、引用した大学毎に許諾の処置をするべき。

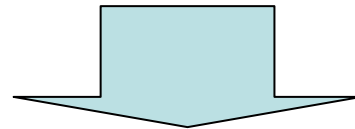
# 入試過去問活用宣言の問題点

## 問題なし

- 宣言参加校は、お互いの過去問利用を認める。
- 過去問は公開したものを利用する。

## 問題あり

- 不参加校の過去問を使用できるか。
- 不参加校に過去問利用拒否権があるか。

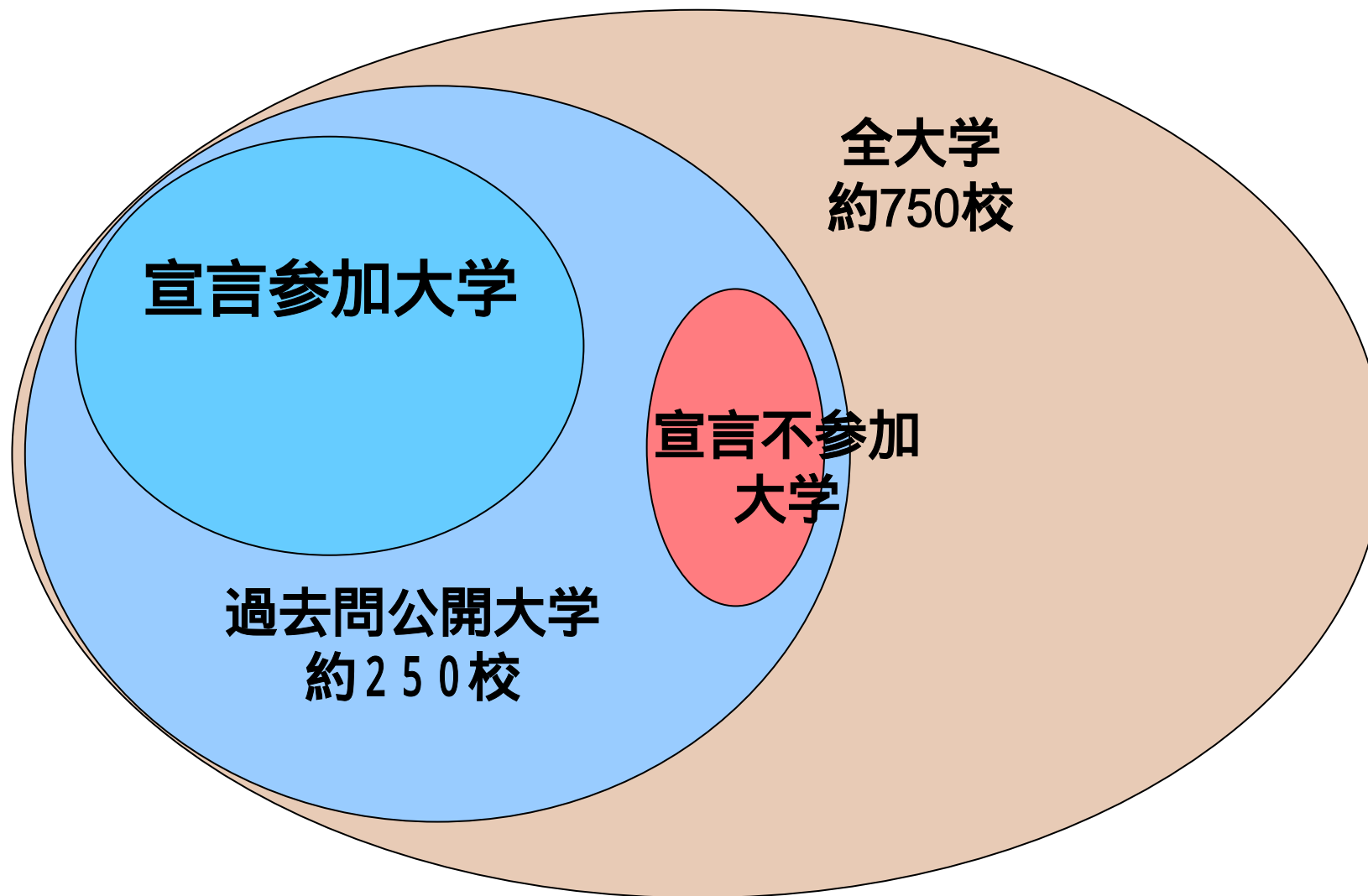


**要：問題点の整理・宣言文内容の検討**

## 「宣言」の手続き方針（H18.5）

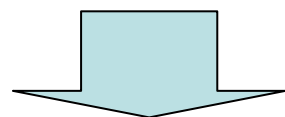
- 平成20年度入試（平成20年2-3月実施）に向けて準備を進める。
- 監事校（岐阜大学）から共同提案校へ再提案。
- 20大学以上で共同提案（平成18年7月頃を目標）
- 参加校が50校程度に達したところで発足。
- 平成20年募集要項に記載。
- 参加校は年次拡大するよう努力する。

# 『過去問活用宣言』大学の関係



# 宣言の将来的意味

具体化への問題点整理は更に必要！！



- 1) 大学間連携(協議・連絡)を密接化
- 2) 入試問題FDの開催の可能性
- 3) 「入試の在り方」の検討へ
- 4) 良問の蓄積から高校教育の在り方へ
- 5) 大学教育の質的問題検討へ

# おわり

ありがとうございました！！

下記、URLをご覧ください。

<http://www.nyushikakomon.jp/>